

事 務 連 絡
令和3年9月10日

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会御中

経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室

自動ドアの安全対策について

平素より、経済産業行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

先般、消費者安全調査委員会より、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、「自動ドアによる事故」に係る事故等原因調査が行われ、令和3年6月25日付けで同法第31条第1項の規定に基づき、当該調査の報告書が公表されたところです。また、同日付けで同法第33条の規定に基づき、経済産業大臣に対し意見の陳述がなされたところです。

今後、経済産業省としては、関係省庁とも連携しながら、自動ドアの安全性を高める取り組みを行っていく所存ですが、安全対策の検討にあたっては、貴協会のご協力も不可欠であるところ、自動ドアによる事故を低減させるため、別添報告に記載の所用の対策等の検討が図られるよう、何卒よろしくお願いいたします。

(参考 URL)

調査報告書概要版

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/assets/csic_cms101_210625_01.pdf

調査報告書本体

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/assets/csic_cms101_210625_02.pdf

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/assets/csic_cms101_210625_03.pdf

(連絡先)

経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室

担当者：高橋、^{もとざわ}本澤

電話：03-3501-9255